

報告書「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」への主な意見と対応方針(案)

番号	主な意見	件数	回答
1. 報告書全般について(6件)			
1	加工食品の原産地表示は即時一律表示とすべきである。事業者に対して配慮する必要はない。コストが高いようでも安全な食品を供給することは国民の健康が促進され、国民のためになる。完全表示により信頼される供給者のみが存続できる。	1件	すべての加工食品のすべての原材料に原産地表示を行うことは実質的に困難と考えており、消費者の関心や製造・流通の実態等を踏まえて、一定のルールに基づき原料原産地表示の義務付けについて検討していくこととしています。
2	「原料原産地に由来する品質の差異が製品に影響を及ぼす場合」とする定義の品質の差を客観的に検証されているのか疑問。差の検証方法、ルール等を明確にすべき。	1件	加工食品の原料原産地表示を行う場合の基本的な要件として、考え方としては20食品群の選定を行った際も含めてパブリックコメント等、大きな反対の意見は無かったと承知しています。また、当該要件に基づき、更に具体的な要件を定め、これに従い具体的な品目の選定をパブリックコメント等の手続きに従い行っています。
3	産地表示内容について科学的検証ができなければ情報は製造者の善意に頼ることになり、一部の不正表示が消費者の不信に繋がる。原産地表示の科学的検証手段を明確にすべきである。	1件	表示の検証方法は、事業者の伝票、帳簿、記録の確認など社会的な検証方法もあることから、科学的な検証手段がないものであっても表示事項として必要と考えられるものについては義務化することを検討すべきと考えています。
4	産地表示指向が全て善とする発想はいたずらに過剰な産地表示の拡大に繋がる恐れが高い。産地表示の目的、意義等の理解に消費者と生産者の間にずれを生じ、健全な食料供給の阻害要因となる可能性がある。このための対応策を検討すべき。	1件	消費者の関心、製造・流通の実態等を踏まえ、原料原産地表示の考え方について、公開の場である共同会議で検討を行うとともに、パブリックコメントの実施など透明性の高い手法により検討を行っていくことを考えています。

5	基本的に食品の安全性に関わる表示については義務化、罰則の強化等は必要かつ妥当と思われるが、消費者の選択に資するための表示は表示の有無、生産者等から正に消費者自身が選択すべきものであり、義務化、罰則の強化等を安全性に関わる表示と同一に扱うことは問題であるとする。	1件	消費者の商品選択に資する表示の義務化について、透明性の高い手法で検討することとして、共同会議での議論・パブリックコメントの実施等を行っています。また、報告書IIIにおいて、今後更に見直す場合の課題として、「義務化して表示すべき情報は何か等、他の表示事項を含めた全体の中で原料原産地表示のあり方を考える」旨の項目が示されています。いずれにしても、共同会議においてパブリックコメント等を踏まえて、今後とも検討を行っていきたいと考えています。
6	特に問題はない。加工場所の表示も進めて欲しい。	1件	御意見として承ります。
2. 1 加工食品の原料原産地の義務表示対象品目の見直し (29件)			
7	義務表示対象品目の具体的な選定要件は概ね妥当である。	2件	御意見として承ります。
8	消費者が知りたいのは原料の原産地がどこであるかということであり、加工食品の品質にどのような影響を与えているかまで考慮して表示対象品目が限定されることは望んでいない。商品の品質は原料原産地以外の様々な要素で成り立ち、消費者はそれらを総合的に判断して商品の選択を行っている。原産地は原料の安全性を判断するために表示を求めている。このような視点から、加工度が低いという要件の重視は納得できず、原料のうち最大使用原料からいくつかの原産地を表示することが原則ではないか。	1件	今回の見直しにおいては、20食品群の義務化に向けて移行期間中であることも踏まえ、基本的な考え方を変更しないこととしています。また、今後の見直しにおいては、消費者の関心、製造・流通の実態等を考慮して、どのような食品に表示を義務付けるのかという考え方を整理した上で、義務化対象品目を検討することが基本と考えています。
9	原産地に由来する原料の品質の差異が加工食品としての品質に影響する旨の選定の要件を普遍的な考え方として容認するのか、審議の経過が不明確である。	1件	報告書にあるように、加工食品の原料原産地表示の義務化が始まった当時から基本的な考え方とされていたこと、また、20食品群への義務付けの検討の際には、共同会議での議論やパブリックコメント等の結果を踏まえて決定された要件であること、20食品群の義務化に向けて移行期間中であることを踏まえ、今回の見直しにおいては、基本的な考え方を変更しないこととしています。今後、更に見直しを行う場合には、消費者の関心、製造・流通の実態等を考慮して、どのような食品に表示を義務付けるのかという考え方を整理した上で、義務化対象品目を検討することが基本と考えています。
10	20食品群への表示義務付けが本年10月から施行される現時点での対象品目の拡大検討は時期尚早である。	1件	今回の見直しについては、20食品群の義務化に向けた移行期間中であることも踏まえ、基本的な考え方を変更せず、製造・流通の実態が大きく変化したものについて、検討することとされたものです。

11	20食品の選定の基本的な要件②(単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品)については、20食品群の表示義務化に向けて準備を行っている現時点で表示すべき要件を変更する事は無用な混乱を招くことから行うべきではない(報告書P.2)」との記述に賛同。20食品群についても、Q & Aが示されているものの、解釈によっては義務表示の対象となる品目の判断が異なる場合もあり、さらなる混乱は避けるべきである。	1件	貴見のとおり、基本的な選定要件の②(重量割合50%以上との要件)については、今回の見直しでは変更しないとの考え方に立っています。また、①の要件(原産地に由来する品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目)についても、要件そのものは変更はせず、製造・流通の大きな変化したもので消費者の関心の変化を踏まえ、諸条件を勘案して品目選択を行うこととしております。
12	加工度が低いものに限定せず、必要により範囲を拡大する弾力性が欲しい。	1件	今回の見直しにおいては、20食品群の義務化に向けて移行期間中であることも踏まえ、基本的な考え方を変更しないこととしています。今後更に検討する場合においては、消費者の関心や製造・流通の実態を踏まえ義務付けの考え方を整理することになると考えています。
13	原産地に由来する原料の品質が加工食品の品質に反映するとの要件の具体的な要件については、加工度が低いことを重視せず、原産地によって原料の品質に差異がみられ商品の差別化がされている、原料の調達先が海外を含め多様であるも重視すべき。	1件	20食品群選定の際には、加工度にある程度重点をおいた選定が行われたとの記述であり、今回の見直しにおいては、その他の2つの要件も含めて総合的に勘案することとしています。
14	複数の原産地の原材料を使用する場合、原料原産地が特定できない製品は販売できないことになるので、実行可能性は十分考慮して検討を行うべき。	1件	義務化対象品目の選定の要件として実行可能性も考慮することとしております。
15	20食品群選定の基本的な要件を変更する必要はなく、原産地に由来する原料の品質が加工食品の品質に影響しないように製造される加工度の高い食品に拡大することはその考え方の主旨に沿わない。	1件	具体的な要件である「加工度が低く、生鮮食品に近い加工食品」のほか、「原産地によって原料の品質に違いがみられ、商品の差別化がされていること」、「原料の調達先が海外も含め多様であること」などを踏まえて検討することとしています。
16	原料の割合が50%以上との要件については、原料として使用された状態での重量比較であり、乾燥等を行った原料の場合、生に戻して比較すると割合が大きくなるものあり、原料の重量変化の大きいものや濃縮度の高いものに対応するよう生に換算した場合も条件に含めて欲しい。	1件	今回の見直しにおいては、20食品群の義務化に向けて移行期間中であることも踏まえ、基本的な考え方を変更しないこととしています。加工原料を原料として使用する場合など、どの時点までさかのぼるのかなど、難しい面はあるかと思われませんが、今後更に検討する場合においては、御指摘の点も参考にしたいと考えています。

17	20食品群の選定において、もちにあって小麦粉にない、緑茶にあって緑茶飲料にないなど、品目の選定が恣意的ではないか。	1件	公開の場である共同会議において考え方等を検討し、パブリックコメント等を実施するなど、今後も透明性の確保に努めていきます。
18	加工度の基準を明確にして欲しい(かつおのたたきは対象で、これにタレをかけると対象外、素炒り落花生に塩味をつけると対象で、バターピーナッツは対象外など)。	1件	加工度の明確な指標化は難しいものと考えられ、20食品群選定の際の要件の「加工度が低い」ことについては、基本的に「加工段階が1段階」と考えられているものとの整理がされています。具体的な品目の選定においては、この考え方を基本として、その他の要件も勘案して品目選定が行われています。
19	義務づける原料の割合を例えば20%など引き下げるべき。	1件	今回の見直しにおいては、20食品群の義務化に向けて移行期間中であることも踏まえ、基本的な考え方を変更しないこととしています。今後更に検討する場合においては、御指摘の点も参考にしたいと考えています。
20	重量割合で少なくとも上位3位程度までの原料原産地表示を義務付けるべき。	4件	今回の見直しにおいては、20食品群の義務化に向けて移行期間中であることも踏まえ、基本的な考え方を変更しないこととしています。今後更に検討する場合においては、御指摘の点も参考にしたいと考えています。
21	のりまき、おにぎりに使用されるのりのように、重量比では50%以下でも、主要な材料の原産地が表示されるよう、単一の農産水産物の重量又は表面積の割合が50%以上である商品に修正。	4件	今回の見直しにおいては、20食品群の義務化に向けて移行期間中であることも踏まえ、基本的な考え方を変更しないこととしています。今後更に検討する場合においては、御指摘の点も参考にしたいと考えています。
22	「消費者の購入頻度が高い品目」を選定要件に追加すべき。	4件	今回の見直しにおいては、20食品群の義務化に向けて移行期間中であることも踏まえ、基本的な考え方を変更しないこととしています。今後更に検討する場合においては、御指摘の点も参考にしたいと考えています。

23	国内での加工食品の製造量、消費量が大幅に増加、原料の輸入量が大幅に増加との要件については、品質に関係ない事項。そもそも清涼飲料水等の加工食品はブランド毎に農産物としての原料のばらつきを様々ブレンドすることにより一定の品質を保っている。従って、ブランドの品質は原料原産地の品質に連動していない。かえって消費者に原料原産地と品質の間に深いつながりがあるかのような誤解を与える。加工食品の製造過程では、原産国の切り替え、混合が日常的に行われており、多数の包材の準備、表示の変更等の管理などが必要。特定の前産地の原料を使用している場合は、別途特色ある原材料表示の規定により実施されており、清涼飲料等の品質が加工技術に委ねられている加工食品は原料原産地の義務づけの必要はなく、この仕組みの活用を図るべき。	1件	国内での加工食品の製造量、消費量が大幅に増加、原料の輸入量が大幅に増加との要件は、見直しの際に踏まえる「製造・流通の実態」の変化の具体的な事象として示しているものであり、そのような状況の変化を踏まえ「消費者の関心」が高い品目については、見直しの対象となるものとの整理をしています。このような品目について、様々な要件を踏まえて義務化対象品目の検討を行うものであります。清涼飲料水等は加工技術でブランドの品質が保たれているとの御意見については、加工食品の製造等の実態の意見として承ります。
24	選定の要件にある「品質」という言葉は、消費者にとって安全性を含めたものであり、原産地により安全性に差があると認識している。広義に解釈すべき。	1件	20食品群に原料原産地表示を義務付けた際の考え方は、原産地に由来する原料の差異が加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目との基本的な要件に基づき、加工度、商品の差別化、及び調達先が多様であることの具体的な要件や実行可能性など総合的に判断したものです。

25	BSEの病原体であるプリオンはごく微量でも感染の恐れがあるとされている。そのため、対策の不十分なリスクの高い国からの輸入原料はたとえ1%の使用でも、安全性を大きく左右する。このような、少量でも消費者の安全性を害する可能性がある原料は、使用率に関係なく表示すべきと考える。	1件	BSEに関しては、食品安全委員会に食品健康影響評価を諮問し、BSE対策の違い等を総合的に評価した上でリスク評価を受けております。米国産牛肉等については、平成17年12月、食品安全委員会のリスク評価で、「輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」とされたところです。これを受けて、米国の輸出プログラムの遵守を求めるなど、リスク管理措置を適切に講じることとしています。 なお、牛肉を使用した加工食品については、その製造過程で原産地の異なる部分肉を混合して使用する場合があります、すべての原料牛肉の原産地をおおもとまで遡って正確に把握することは、現実的に困難であることから、牛肉を使用したすべての加工食品について、原料牛肉の原産地の表示を義務づけることは難しいものと考えています。しかしながら、消費者の関心を踏まえて、製造業者等が積極的に原料の原産地を表示することなどにより、消費者に情報提供することは望ましいことであると考えられ、現に牛肉加工品においても原料の原産地を自主的に表示した商品が出回ってきているところです。
3. III 原料原産地表示の考え方等の今後の更なる見直しについて (22件)			
26	原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目との要件は、数値的に根拠が示せないなど一般の認識などは不確かで、様々なものと思われる。消費者が原料の原産地情報として必要な品目、原産地情報を知りたいものとの旨の記述があるように、原料の原産国がわかりやすいことが必要と思っている。醤油や油など原料がはっきりしているものについて原産地表示を実施して欲しい。	1件	消費者の必要とするもの、知りたいものとの要件についても、消費者により様々であると考えられます。原料原産地表示の義務付けは、共通な考え方の下、品目横断的に行うことを目的にその考え方を整理し、その考え方に基づき具体的に品目の設定を行うことを基本としています。IIIは、今回の検討の中で出てきた、今後更に原料原産地表示を検討する際の様々な課題等を取りまとめたものであり、御意見についても、パブリックコメントとして寄せられた意見の一つとして承ります。

27	消費者の関心をどのように把握するのか慎重な対応が必要。表示すべきかどうかと問えば必要との答えにシフトする傾向となる。それより、消費者、加工業者、生産者にとって表示の必然性があるかについて十分検討すべき。また、義務表示対象品目は、ほぼ出そろった感があり、今後は、自主的な強調表示のように業者等が必要に応じて表示していく方向が望ましい。	1件	今後更に原料原産地表示を検討する際の様々な課題をとりまとめたものであり、御意見についてもパブリックコメントとして寄せられた意見の一つとして承ります。また、製造業者等の自主的な情報提供については、報告書のIIにおいて、消費者との間に良好な信頼関係が築かれるよう、情報提供の方法や製造業者の一方的なものとならないことなど考え方を整理しています。
28	食品製造メーカーでは、原産地を限定して原材料を仕入れて製造している加工食品と、豊凶や相場などから原産地の異なる原材料を組み合わせて安価な製品を製造している加工食品がある。消費者の知る権利を尊重することも重要だが、原産地にこだわらず安価な商品求めている消費者もいると思われ、これ以上の原料原産地表示の義務付けを拡大するのではなく、必要に応じて業者等が表示していく方向が望ましい。消費者の消費行動により、事業者の対応も広がるものと思われる。	1件	今後、更なる原料原産地表示の義務付けの見直しを行う場合にあっては、報告書のIIIに整理した課題等を踏まえた検討を行うことになると考えています。御意見は、加工食品の製造等の実態の意見として承ります。
29	「原料原産地を強制表示した場合に伴うコスト増については、消費者も応分の負担が求められる。」というように一行を挿入すべき。	1件	報告書のIIIにおいて、今後の課題等を整理した部分(P.13)において、表示の実施に伴うコスト増加を招き、商品価格に転嫁される場合もあることから、消費者の負担など経済面にも留意する旨の整理を行っています。
30	原産国の原材料を切り替えて使用する場合の事例を具体的に調査して置く必要がある。	1件	今後、原料原産地表示の検討を行う際の参考として御意見を承ります。
31	複数の原産地の原料を使用する場合、「主に○○、△△」といった表示を認めることにより、製造現場での負担軽減と消費者保護の両立が図られるのではないか。	1件	複数原産地の原料を切り替え・混合して使用している場合の表示方法については、課題として取り上げており、今後の検討において、御指摘の点も踏まえつつ、消費者への誤認を与えない表示方法について検討していくことになると思います。
32	国産については、都道府県等の産地まで表示して欲しい。また、主要でない原料についても表示して欲しい。○%以下は省略可といったことを検討して欲しい。	1件	加工食品の原料については、国産を確保する場合においても、地域での作付時期や気象変動、量の確保などから複数の原産地のものを切り替え・混合して使用しているものもあり、現時点で都道府県等の産地まで義務付けることは困難と考えています。いずれにしても、今後、更に原料原産地表示について見直しを検討する場合は、消費者の関心、製造・流通の実態等様々な視点から、義務付けの考え方を検討することになると考えています。

33	見直しの検討時期において、移行期間中での見直しを行う場合に、消費者の不安に対処するために、「消費者の緊急的な要望」を加える必要がある。	1件	原料原産地表示を一定のルールに基づき見直す場合、消費者及び事業者双方にとってわかりやすいものとするため一定期間毎に見直しを行うこととされました。原料原産地表示の対象品目については、表示の実施状況、製造及び流通の実態、消費者の関心等を踏まえて必要な見直しを行うこととされており、このうち、一定の期間毎に状況の変化が把握できるのは、表示が義務付けられた後に明らかとなる当該品目の状況の変化や表示上の問題点等の実態であることから、表示義務化に要する期間を見直しの期間の基本とする考え方を示したものです。なお、Codexなど国際的な規格の検討状況は3つの見直しの条件以外のものとして勘案すべき事項として示したもので、移行期間中での見直しの決定に際しては、様々な状況を総合的に勘案する必要があると考えています。
34	加工食品の原料原産地表示は、当該製品の購買状況などを踏まえて、適宜検討を行い、検討期間の短縮を図ること。	1件	原料原産地表示を一定のルールに基づき見直す場合、消費者及び事業者双方にとってわかりやすいものとするため一定期間毎に見直しを行うこととされました。表示が義務付けられた品目について、義務付け後の状況の変化や表示上の問題点等の実態も表示義務化の検討に活かすためには、表示の検討期間、完全義務化への移行期間、義務化後の調査期間の5年が見直し期間の基本となるとの考え方を示したものです。なお、報告書にもあるように、移行期間途中での状況の変化に対応した見直しを否定するものではありません。
35	輸入食品の原産地に関する情報について、事業者だけでなく、行政においても情報を収集して、広報やホームページなどで消費者に提供するようにして欲しい。	1件	各国の農業情勢や我が国における農産物の輸入量などについては、別途、農水省のホームページなどで情報を提供しておりますが、実際の加工食品と関連づけた形での整理は難しい面があります。
36	本報告書12頁の(例1)における「外国産」の表示は、海外から非関税貿易障壁の指摘を受けるのではないか。	1件	今後の検討課題を具体的に例示したものであり、消費者に誤認を与えない表示となるか否かについて、今後、様々な面から検討する必要があると考えています。
37	外国産との表示ではなく、国名を表示して欲しい。	1件	
38	国別表示が無理なら外国産との表示をすべき。	1件	
39	原料原産地表示は、任意表示が妥当と考えるが、義務化する場合にあっても、「国産」、「外国産」、「国産・外国産混合」の3区分での表示を検討し、産地・国名は任意表示とすべき。	1件	

40	「複数の原産国の原材料を混合、切り替えて使用する 場合、使用する可能性の在る国を全て表示」すること は、記載順などの面で、消費者に誤認を与えないか。	1件	今後の検討課題を具体的に例示したものであり、消費者に誤認を与えない表示となるか否かについて、今後、様々な面から検討する必要がある と考えています。
41	「使用する可能性のある国を全て表示」、及び「どうしても も原産地を特定できない旨の表示」は、製造者に表示 方法で混乱を招き、消費者へ不信感を与えるため認める べきではない。	1件	
42	「中間加工原料を製造した国名を表示」及び「原産地を 明確化できない原料については、不明である旨の表示」 は、製造者には表示方法の混乱を招き、また、消費者 へ不信感を与えるため認めるべきではない。中間加工 原料の定義を明確にすることも難しいのではないか。	1件	
43	中間加工原料を製造した国名を表示することは、原料 原産地表示の趣旨にそぐわない。	1件	
44	「中間加工原料」の定義、そこに含まれる食品の範囲を 明確にして欲しい。	1件	
45	複数原産国の原料を使用している場合、製品毎の原産 地を特定できない場合、どうしても義務化をするのであ れば例1のような表示を認めるべき。	1件	
46	課題の中で例示されているような原料原産地が変動す る場合の表示方法 (p. 12) を早急に導入して欲しい。	1件	
47	13頁の例2の記述があるが、「不明」ではなく「不確定」 ではないか。	1件	
4. 報告書以外 (2件)			
48	規制を一元化し、誰が見ても分かりやすい適切な表示 をさせるような法の整備が必要と考える。	1件	御意見として承ります。
49	意見を求めるには、文章ばかりでなく、こう変わる・変わ るかもしれないなどわかりやすく問題提起することや、 法律の条文のようなタイトルではなくキャッチなどを検討 して欲しい。	1件	